

地 基 補 第 4 4 1 号

平 成 2 7 年 9 月 2 9 日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金

理事長 丸山 淑夫

(公 印 省 略)

「通勤」の範囲の取扱いについて」の一部改正について（通知）

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の施行に伴い、「通勤」の範囲の取扱いについて」（昭和 62 年 5 月 20 日付け地基補第 81 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとしたので通知します。

記

記の 7 中「第 15 条の 6 第 3 項」を「第 15 条の 7 第 3 項」に改める。

「通勤」の範囲の取扱いについて」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受けける行為」とは、高等学校、大学、高等専門学校等において行われる教育を受けける行為、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校において行われる職業訓練を受けける行為のほか、学校教育法第124条の専修学校における教育及び職業能力開発促進法第27条の職業能力開発総合大学校における職業訓練を受けける行為又はこれらと同程度に評価できる行為をいうものであること。</p> <p>8～9 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受けける行為」とは、高等学校、大学、高等専門学校等において行われる教育を受けける行為、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校において行われる職業訓練を受けける行為のほか、学校教育法第124条の専修学校における教育及び職業能力開発促進法第27条の職業能力開発総合大学校における職業訓練を受けける行為又はこれらと同程度に評価できる行為をいうものであること。</p> <p>8～9 (略)</p>